

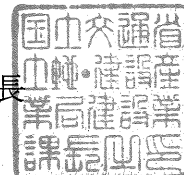
突



国土入企第 18 号
平成 28 年 2 月 17 日

(一社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで、地方公共団体に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 26 年 10 月 22 日付け総行行第 231 号・国土入企第 14 号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成 28 年 1 月 22 日付け総行行第 19 号・国土入企第 15 号）等で債務負担行為の活用などにより取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 20 条第 2 項に基づき要請してきたところです。

今般、より一層の施工時期等の平準化を図る観点から、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関して、地方公共団体において契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であることなどについて、別紙のとおり各都道府県及び政令指定都市に通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第41号
国土入企第17号
平成28年2月17日

各都道府県総務部長・土木部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長・土木局長
各指定都市議会事務局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号）等で債務負担行為の活用などにより取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

既に一部の地方公共団体においては債務負担行為の活用などによる施工時期等の平準化に取り組まれているところですが、各地方公共団体におかれましては、下記の措置を講ずるなどにより、より一層の施工時期等の平準化に取り組んでいただくようお願いします。

なお、国土交通省においては、これまで単年度で要求することとしてきた一部の工事について国庫債務負担行為により2箇年契約とすることに加え、別添1及び別添2のとおり施工時期等の平準化に向けて計画的な事業執行に取り組むこととしておりますので、参考にして下さい。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。

なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができることとされており、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。

4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為等を適切に活用すること。
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用すること。

国官総第186号
国官会第2855号
国地契第43号
国官技第255号
国営管第355号
国営計第75号
国北予第25号
平成27年12月25日

大臣官房官庁営繕部長
各地方整備局長
北海道開発局長 へ

大臣官房長
(公印省略)

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

計画的な事業執行は、施工体制の効率化による生産性の向上を通じ、公共工事の品質の確保や、その担い手の中長期的な確保に寄与するため、発注者が主体的に取り組むべき責務である。この点については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)において計画的な発注が発注者の責務として示されたところであり、「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)においても、計画的な発注や適切な工期の設定により、施工時期等の平準化を図るよう努めることとされたところである。

については、下記事項に留意の上、国土交通省所管事業の計画的な事業執行に努められたい。

なお、下記事項の運用上の留意事項については別途通知する。

記

1 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期や履行期限が過度に集中することを避けるため、早期発注や国庫債務負担行為制度の適切な活用により、計画的な発注に努めること。

2 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意のうえ、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3 余裕期間制度の積極的な活用

余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用すること。

4 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期又は業務の履行期間を設定する必要がある場合は、国庫債務負担行為制度を適切に活用すること。
- (2) 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、翌債（繰越）制度を適切に活用すること。

国地契第44号
国官技第257号
国営管第356号
国営計第76号
国北予第26号
平成27年12月25日

大臣官房官庁営繕部 各課長
各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
北海道開発局 事業振興部長
営繕部長 あて

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について

平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号により通知された「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(以下「官房長通達」という。)の運用上の留意事項を下記のとおり定めたので通知する。

なお、「事業執行に関する措置についての運用について」(昭和53年2月17日付け建設省厚発第45号、建設省技調発第67号)は、廃止する。

記

1 適切な工期の設定について

官房長通達記2の適切な工期の設定に当たっては、次により実施するものとする。

- (1) 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた実工事期間であること。
- (2) 官房長通達記2の工期の設定に当たっては、具体的には、休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日、降雪期、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により必要な日数を見込むこと。
- (3) (2)により算出した日数が、過去に施工した同種工事の日数の状況と比較して著しく乖離がある場合は、現場状況等当該日数の算出根拠について確認を行うとともに、必要に応じて日数の見直しを図ること。
- (4) 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等の制約条件のある工事については、(2)及び(3)にかかわらず、当該制約条件を踏まえて必要な工期を設定すること。この場合においては、入札説明書及び特記仕様書（営繕工事においては現場説明書。以下同じ。）に当該制約条件を記載すること。
- (5) 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが種々の条件からみて有利であるものに限り行うものとし、この場合には、中断期間を含めた工期を設定すること。また、中断期間については、中断期間を含めて一本化して発注する方が中断期間を設けずに分離発注する場合の経費より小さくなる範囲を目途として設定すること。この場合においては、入札説明書及び特記仕様書において、中断期間を含めた工期を設定した旨を記載すること。併せて、中断期間中は、工事現場の保全措置を的確に講ずること。
- (6) 作業不能日数については、特記仕様書に記載すること。あわせて、当初見込んだ作業不能日数から実際の作業不能日数との間に乖離が生じることが判明した場合においては、実際に生じることとなる作業不能日数を反映した工期に変更すること。

2 余裕期間制度の積極的な活用について

官房長通達記3の余裕期間制度の積極的な活用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

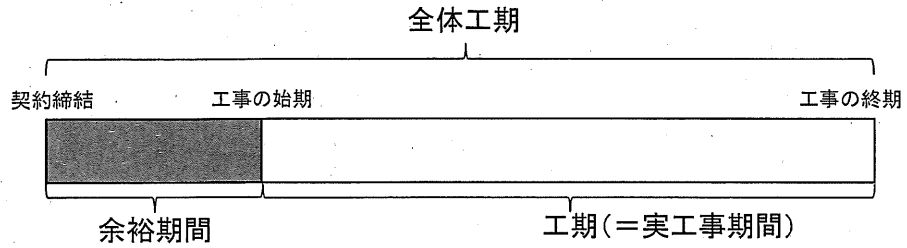
- (1) 「余裕期間」とは、契約の締結から工事の始期までの期間であること。
- (2) 余裕期間制度には、次の方法があること。
 - ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
 - ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
 - ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期

間) の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法 (以下「フレックス方式」という。)

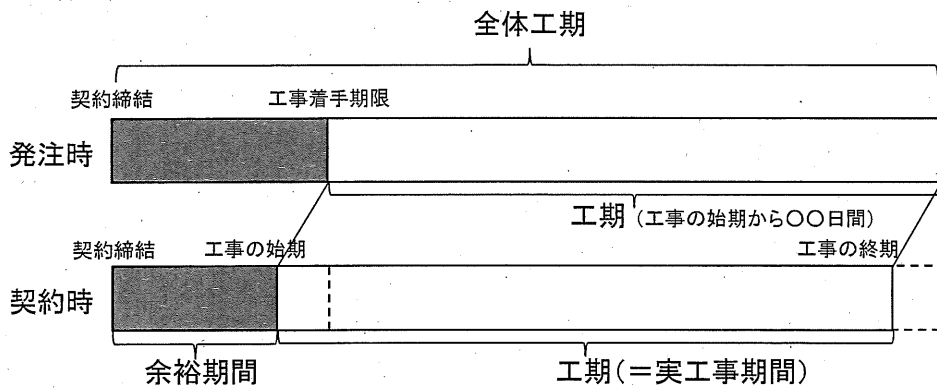
- (3) 余裕期間は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。
- (4) 余裕期間を設定する場合においては、入札説明書及び特記仕様書に「工期及び余裕期間を設定することができる期間」のほか、次に掲げる内容を記載すること。
 - ① 余裕期間制度を活用した工事である旨
 - ② 余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない旨
 - ③ 余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない旨
- (5) (4)の「工期及び余裕期間を設定することができる期間」については、余裕期間制度の各方式に応じて、それぞれ次の期限等を記載すること。
 - ① 発注者指定方式 工事の始期及び工期
 - ② 任意着手方式 工事着手期限及び工期
 - ③ フレックス方式 工事完了期限

(参考)

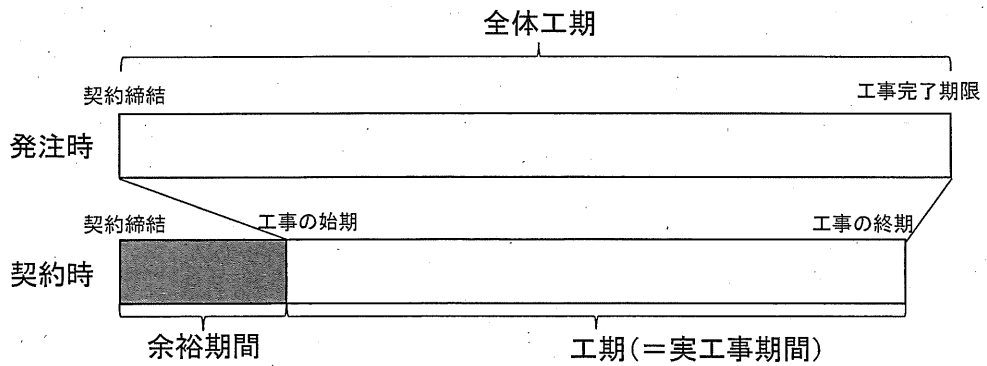
<発注者指定方式>



<任意着手方式>



<フレックス方式>



○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業等において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
 (過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。)

【債務負担行為の活用の例】

単年度で実施

H28年度工事	
県費	(200)
国費	

二カ年県債の活用
(実績あり)

債務負担行為
の活用

ゼロ県債の活用

	H27年度工事	H28年度工事
県費	10	(180)
国費	10	
例: 12月議会 県債務負担行為の設定 (H27-28) 上程		
↓ 交付金示達後		
県費	10	90
国費	10	90

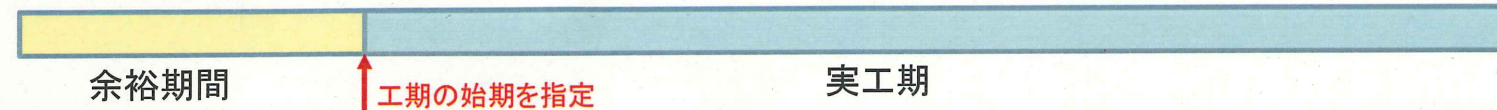
	H27年度工事	H28年度工事
県費	0	(200)
国費	0	
例: 12月議会 県債務負担行為の設定 (H27-28) 上程		
↓ 交付金示達後		
県費	0	100
国費	0	100

※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保証するものではない。

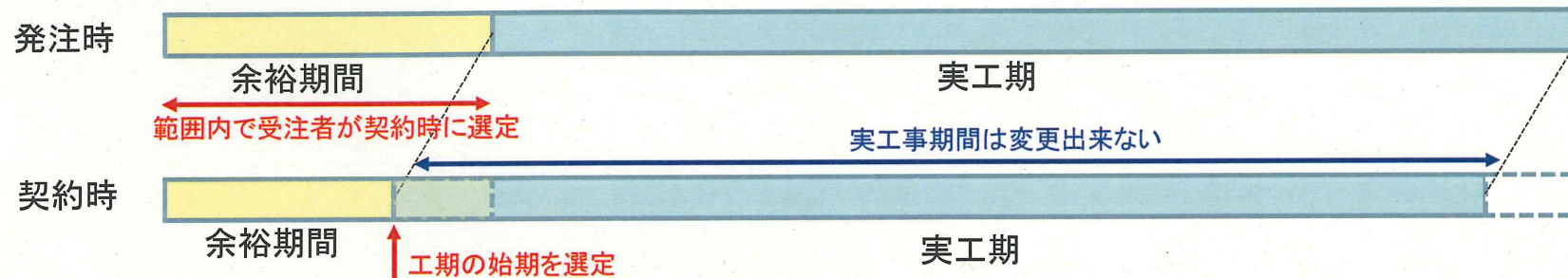
余裕期間制度について

■余裕期間制度

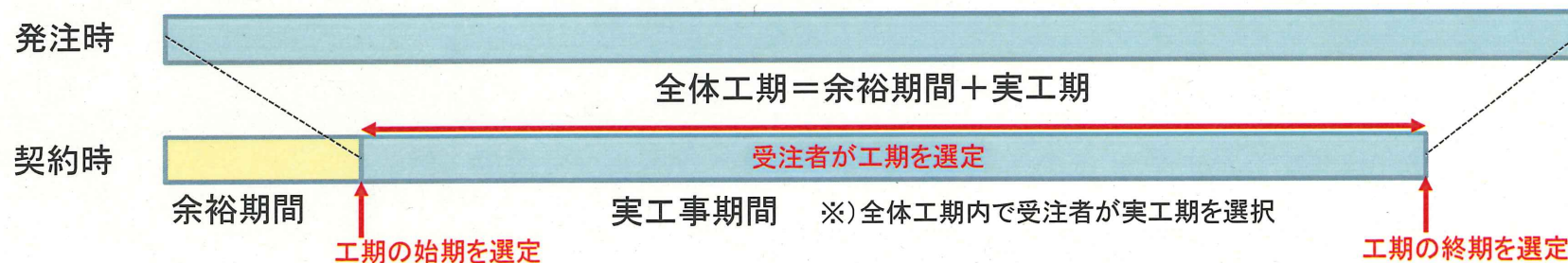
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。